物　　件　　調　　書

物件番号　1202

所在地	徳島県徳島市川内町宮島錦野４２番９						
住居表示	――――						
現況地目及び面積等	宅地	163.97㎡				工作物	一式
		――――				立木竹	―
登記簿記載事項	地番	４２番９					
	地目	宅地					
	数量	163.97㎡					

接面道路の状況	北側	舗装市道	幅員約4.0m	（法第４２条第１項第１号道路）

法令に基づく制限	建築基準法 都市計画法	市街化調整区域	
		用途地域	指定なし
		地域・地区	指定なし
		建蔽率	７０％
		容積率	２００％
		高度制限	指定なし
		防火指定	指定なし
	その他	建築基準法第２２条　都市計画法第３４条又は第４３条 都市再生特別措置法第８８条、第１０８条　宅地造成及び特定盛土等規制法第１２条 津波防災地域づくりに関する法律第５３条第１項	

私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容	
	道路後退	無	負担の内容	

供給処理施設の概要	供給処理施設	配管等の状況	施設整備状況	施設整備の特別負担の有無
	電気	接面道路配線　有	―	―
	公営水道	接面道路配管　有	下記参考事項欄記載のとおり	未定
	公共下水道	接面道路配管　無	未定	未定
	都市ガス	接面道路配管　無	未定	未定

交通機関	鉄道等	―
	バス	徳島バス　錦野団地前バス停の　北西方　約0.2㎞　徒歩3分

公共施設	徳島市役所川内支所	川内南小学校	川内中学校

参考事項	別紙（次頁）を参照してください。

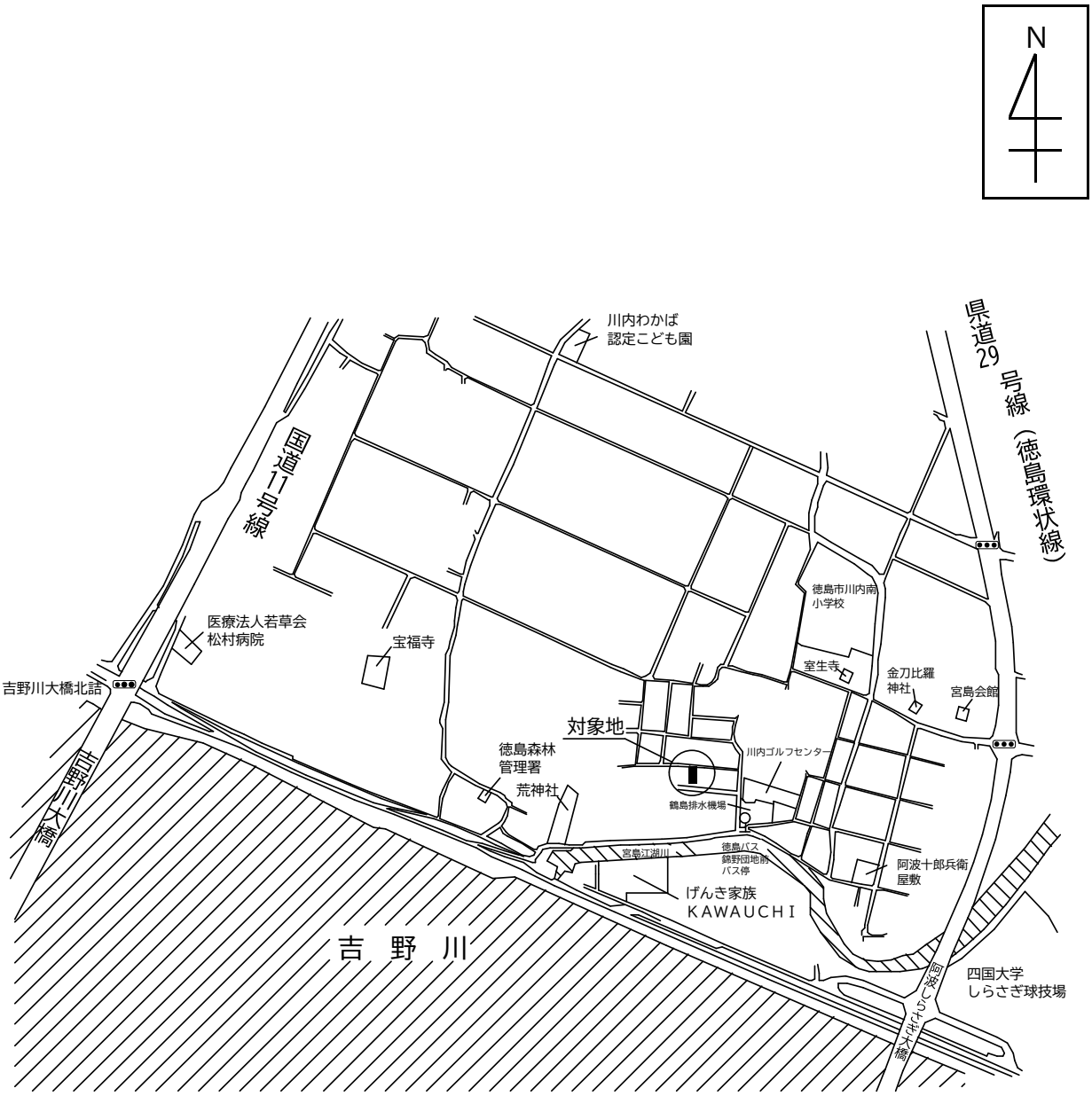
※　物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

物件番号　1202

◎本物件は、現状有姿による売払いです。
◎市街化調整区域内に存するため、建物の建築等に際しては、都市計画法第34条又は第43条の許可が必要です。（問い合わせ先：徳島市都市建設部建築指導課）
◎都市機能誘導区域外、居住促進区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築や一定規模の開発行為等を行う場合は、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要になります。（問い合わせ先：徳島市都市建設部都市建設政策課）
◎宅地造成等工事規制区域に指定されており、一定規模以上の盛土・切土等を行う場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の許可が必要です。（問い合わせ先：徳島県県土整備事務所徳島庁舎建築指導担当）
◎以前は国の宿舎敷地でした。
◎上水道の引込みにあたっては、徳島市上下水道局と協議が必要なほか、前面道路埋設管所有者の同意が必要です。（問い合わせ先：徳島市上下水道局お客さまセンター給水第一係）
◎本地南側道路は水路にコンクリートブロック暗渠をしたものであり、敷地から当該水路への排水については、土地改良区の同意が必要となります。（問い合わせ先：川内土地改良区）
◎工作物一式の内訳は、囲障です。
◎本地西側、南側の境界部にコンクリートブロック塀が設置されています。
◎東側隣接地（42番8）は更地（屋外駐車場）ですが、本地との間に囲障は設置されていません。
◎西側隣接地（42番10）の樹木の枝葉が本地上に越境していますが、当事者間で確認書は交わしていません。
◎本地西側のブロック塀の一部が北側市道に越境しているほか、西側隣接地（42番10）のブロック塀の基礎が本地に越境しており、当事者間で確認書を交わしています。（詳しくは、徳島財務事務所管財課備付の資料を必ず閲覧してください。）
◎本地を含む周辺地域は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域に指定されています。（問い合わせ先：徳島県危機管理部防災対策推進課事前復興担当）
◎本地を含む周辺地域は、徳島市により水防法に基づき、水害ハザードマップが作成されています。詳細については、徳島市危機管理部危機管理課にご照会ください。
◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

物件番号	1202

案　　内　　図

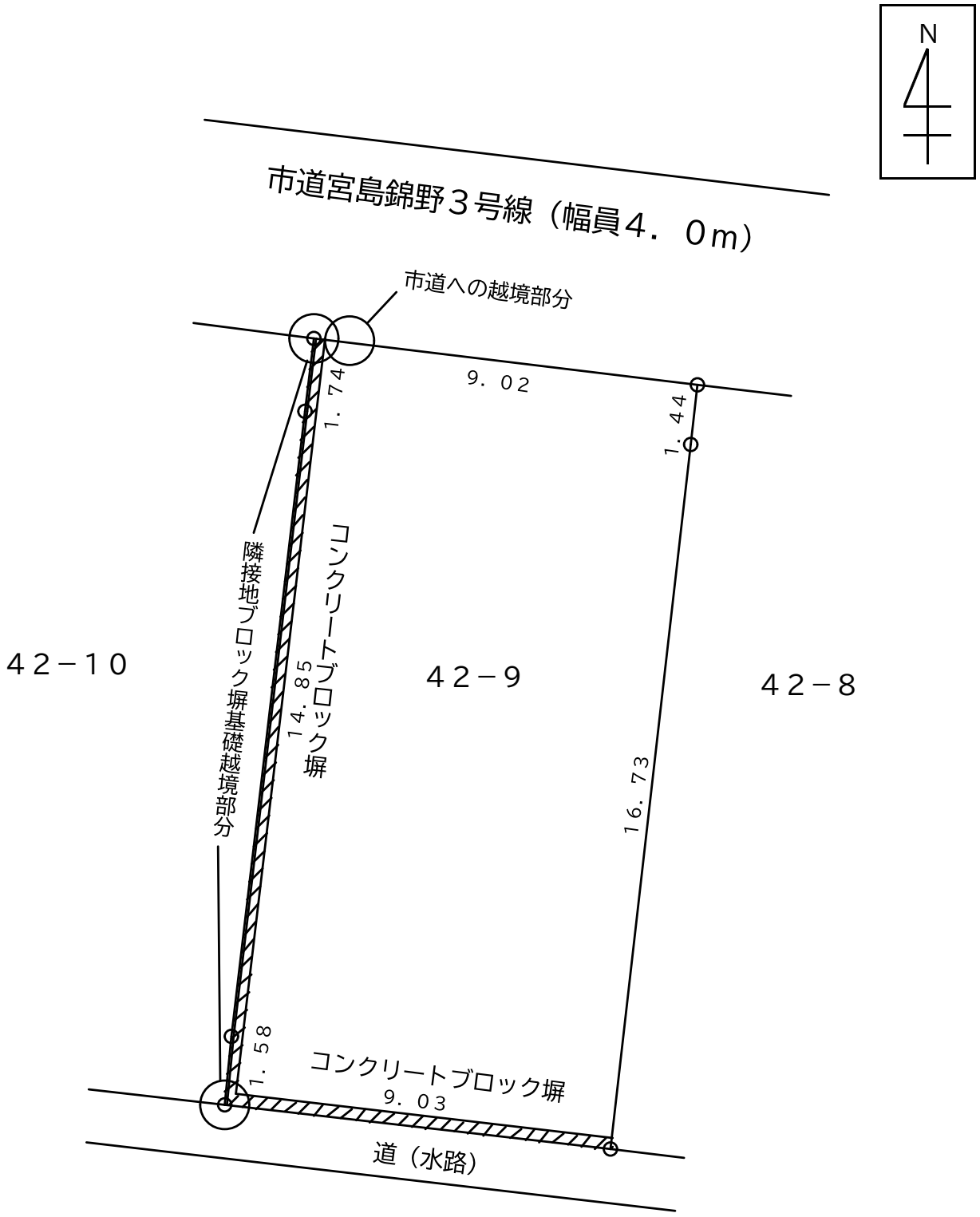


■　売払物件

※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

物件番号　1202

明　細　図



単位：m

物件番号 1202

現　　況　　写　　真

